

資料 1

委員長及び副委員長の互選について

鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員

任期：令和 7 年 4 月 22 日～令和 9 年 4 月 21 日

氏名	所属・役職等
井上 和之	元皆成学園長、就労継続支援 B 型事業所パレアナの家前所長
上田 学	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会福祉振興部副部長
大畑 悦子	鳥取生協病院感染管理認定看護師
坂本 資明	介護老人福祉施設岩井あすなろ施設長
田中 直美	鳥取県介護支援専門員連絡協議会理事
山西 由希子	鳥取県自閉症協会会員

(敬称略、五十音順)

鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。以下「条例」という。）

第2条第1項により設置された鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 評価機関の認証に関する事項
- (2) 評価基準の策定及び評価手法に関する事項
- (3) 評価結果の開示に関する事項
- (4) 評価調査者の養成に関する事項
- (5) 第三者評価事業の普及啓発に関する事項
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事項
- (7) その他第三者評価事業の実施のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、福祉、経営等の学識経験者、福祉・保健サービスの利用者その他その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後であっても、新たな委員が任命されるまではなおその職務を行う。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、福祉保健部長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の決議事項について、利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

5 委員会は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

2 鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会設置規約（平成16年6月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県における社会的養護関係施設における第三者評価基準案について

令和 7 年 7 月 25 日
鳥取県子ども家庭部家庭支援課

R7.4.1 付け通知で社会的養護関係施設における第三者評価基準（国）が改正されたところであるが、内容を精査したところ本県の基準として適用することが適当であると判断されることから、引き続き、当基準を本県における第三者評価基準として用いることしたい。

※県で独自の規定（内容の付加等）は設けない（これまでも平成 30 年制定の国基準を適用）

令和 7 年 4 月 1 日施行

○「共通」評価基準

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律 6 6 号）の内容を踏まえ、子どもの意見表明等支援に関する加筆や施設における人材確保の取り組み等の加筆を実施。

○「内容」評価基準（施設種別独自の基準）

共通評価基準の改定に合わせて、各評価基準の判断基準等の内容の見直しを実施。

<参 考>

平成 30 年 3 月 30 日改正通知（平成 30 年 4 月 1 日適用）

○「共通」評価基準

社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ）での評価が円滑に実施されるよう、別紙のとおり「言葉の置き換え」、「内容の加筆・削除」を実施

○「内容」評価基準（概ね 30 項目以内とする）

共通評価基準の改定に合わせて、項目の整理及び判断基準等の内容の見直しを実施

児童養護施設（41 項目⇒25 項目）、乳児院（22 項目⇒23 項目）、

児童心理治療施設（42 項目⇒20 項目）、児童自立支援施設（41 項目⇒27 項目）

母子生活支援施設（28 項目⇒27 項目）

1 経緯等

本県の場合、第三者評価を行う際の基準は「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱」に規定しており、現時点で社会的養護関係施設については H30 制定の国基準を適用している。

この度、令和 7 年 4 月 1 日付け通知で社会的養護関係施設における第三者評価基準が改正されたことから、当該改正基準を本県の評価基準として適用することの可否について確認する必要があるもの。

[国改正通知以後の流れ]

R7.3.31 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について
（社会的養護関係施設における第三者評価基準が改正）

R7.7.25 R7 第 1 回鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会にて本案を提示

2 社会的養護関係施設における第三者評価の体系

<共通評価基準> 対象：全ての福祉サービス（H30.3.26 改正通知の国基準）

社会的養護関係施設

<共通評価基準> 全福祉サービス対象基準の趣旨を変更しないよう言葉の置き換えや最低限の内容の加筆、削除等により規定

<内容評価基準> 施設種別独自の内容を規定

<社会福祉法>

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

<児童福祉施設の設備及び運営に関する基準>

社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

こ支家第154号
令和7年3月31日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長〕
殿

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(令和4年3月23日付子発第0323第3号、社援発第0323第30号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから3年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和7年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福

祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、こどもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、こどもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和7年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

② 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1-1から別添5-6までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）

の内容を踏まえ、こどもの意見表明等支援に関する加筆や、都道府県社会的養育推進計画の見直しに関する内容を踏まえて、施設における人材確保の取組等の加筆を行い、改定した。

また、内容評価基準については、同法改正の内容を踏まえ、こどもの意見表明等支援、社会的養育経験者に対する自立支援や親子関係再構築支援に関する加筆等を行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況を見ながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあっては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあっては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和7年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和7年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講じること。

継続研修は、4.(3)による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養

成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果（すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント）を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

(2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業所Ⅰ型）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

**鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱及び
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領の改正について**

令和 7 年 7 月 25 日福祉監査指導課

1 概要

概ね 3 年毎に定期的に見直しを行うこととされている社会的養護関係施設の第三者評価基準について、令和 7 年 3 月 31 日付けで国の評価基準が改正されたことから、国の改正後評価基準に準じた県の評価基準とする方針で標題の要綱（以下「認証要綱」という。）及び要領（以下「事務取扱要領」という。）を改正することについて、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会（7 月 25 日開催予定）に諮ることとしたい。

2 認証要綱改正案

(1) (第 2 条第 1 項第 1 号キ)

社会的養護関係施設における第三者評価基準について、令和 7 年 3 月 31 日付けの国通知に準拠するよう改正する。

<改正理由>

令和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども家庭庁支援局長通知で社会的養護関係施設における第三者評価基準が改正されたところであるが、内容を精査したところ本県の基準として適用することが適当であると判断されることから、県で独自の内容の付加等は設けず、引き続き、改正後の国の評価基準を本県の評価基準として用いることとするもの。

改 正 後	改 正 前
(評価区分) 第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。 また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。 (1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価） ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(令和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども家庭庁支援局長通知) (2) 略	(評価区分) 第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。 また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。 (1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価） ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成 30 年 3 月 30 日付子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家庭局長ほか 1 局長通知) (2) 略

3 事務取扱要領改正案

(1) (別表評価項目、注 1 キ及び注 2)

上記 2 (1) に伴う所要の改正を行う。また、一部改正漏れ（注 2：外部評価と運用推進会議の選択が可能なことについて示されたもので、県認証機関が行う評価項目の変更はない。）を改正する。

<改正理由>

上記 2 (1) に同じ。

改 正 後			改 正 前		
(別表)			(別表)		
評価区分	評価項目	略	評価区分	評価項目	略
福祉サ ビス第 三 者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知		福祉サ ビス第 三 者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知	

	(注1ア)に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知 (注1イ～ク)に定める評価項目			(注1ア)に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知 (注1イ～ク)に定める評価項目	
地域未着 型サ ービ ス外 部 評 価	略		地域未着 型サ ービ ス外 部 評 価	略	

注1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知
ア～カ 略
キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(令和7年3月31日付こ支家第154号こども家庭庁支援局長通知)
ク～ケ 略

注2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日付老計発第1017001号(最終改正令和3年3月16日付老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号)厚生労働省老健局計画課長通知)ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。

注1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知
ア～カ 略
キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発00330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知)
ク～ケ 略

注2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日付老計発第1017001号(最終改正平成21年3月27日付老計発第0327001号)厚生労働省老健局計画課長通知)ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。

(参考1) 社会的養護関係施設第三者評価基準の主な改正点

【共通評価基準】

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の内容を踏まえ、こどもの意見表明等支援に関する追加や、都道府県社会的養育推進計画の見直しに関する内容を踏まえ、施設における人材確保取組等の追加が行われた。

【内容評価基準】

- ・児童福祉法改正の内容を踏まえ、こどもの意見表明等支援、社会的養育経験者に対する自立支援や親子関係再構築支援に関する追加が行われた。

(参考2) 要綱第2条第1項に規定する評価区分

- ・第1号 福祉サービス第三者評価区分
〔障害福祉サービス事業所等、保育所、児童館、放課後児童健全育成事業、
婦人保護施設、社会的養護関係施設、高齢者サービス事業所等、救護施設〕
- ・第2号 地域密着型サービス外部評価区分

(参考3) 社会的養護関係施設の第三者評価について

社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要。→第三者評価の実施が義務付け

受審の義務化に伴い、対象施設の数が少ない中で評価機関が一定以上の評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、第三者評価事業が各都道府県の自治事務として実施される中であって、全国推進組織である全国社会福祉協議会の認証のもとで他の都道府県など広域で活動できる仕組みが並行して実施されている。(平成24年度国通知にて運用開始。)

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 略 （評価区分） 第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。 また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。 （1）福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価） ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども家庭庁支援局長通知） （2） 略 第 3 条～第 13 条 略 （様式第 1 号）～（様式第 4 号） 略 附 則 略	第 1 条 略 （評価区分）（評価区分） 第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。 また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。 （1）福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価） ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家庭局長ほか 1 局長通知） （2） 略 第 3 条～第 13 条 略 （様式第 1 号）～（様式第 4 号） 略 附 則 略

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(別表)			(別表)		
評価区分	評価項目	略	評価区分	評価項目	略
福祉サービス第三者評価	評価項目		福祉サービス第三者評価	評価項目	
	①共通評価項目 厚生労働省通知 (注 1 ア) に定める評価項目			①共通評価項目 厚生労働省通知 (注 1 ア) に定める評価項目	
	②内容評価項目 厚生労働省通知 (注 1 イ～ケ) に定める評価項目			②内容評価項目 厚生労働省通知 (注 1 イ～ケ) に定める評価項目	
地域未着型サービス外部評価	略		地域未着型サービス外部評価	略	
注 1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知 ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(令和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども家庭庁支援局長通知) ク～ケ 略 注 2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成 18 年 10 月 17 日付老計発第 1017001 号(最終改正令和 3 年 3 月 16 日付老高発 0316 第 3 号・老認発 0316 第 6 号・老老発 0316 第 5 号)厚生労働省老健局計画課長通知)ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。			注 1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知 ア～カ 略 キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成 30 年 3 月 30 日付子発 00330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家庭局長ほか 1 局長通知) ク～ケ 略 注 2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成 18 年 10 月 17 日付老計発第 1017001 号(最終改正平成 21 年 3 月 27 日付老計発第 0327001 号)厚生労働省老健局計画課長通知)ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。		

附 則

この要領は、令和 7 年 月 日（決裁日）から施行する。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉・保健サービス評価事業について、評価機関の認証に関し必要な事項を定めることにより、評価機関及び評価の信頼性の確保に資することを目的とする。

(評価区分)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。

また、第1号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）

ア 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日付子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長ほか2局長通知）

イ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」（令和2年3月31日付障発0331第4号、社援発0331第17号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

ウ 「保育所における第三者評価の改訂について」（令和2年4月1日付子発0331第11号、社援発0331第34号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知）

エ 「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」（令和2年9月3日付子発0903第13号、社援発0903第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）

オ 「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日付子発0329第8号、社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）

カ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知）

キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成30年3月30日付子発0330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知）

ク 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」（令和2年3月31日付老発0331第9号、社援発0331第18号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

ケ 「救護施設における第三者評価の実施について」（平成30年9月20日付社援発0920第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

(2) 地域密着型サービス外部評価（「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日付老計発第1017001号（最終改正平成21年3月27日付老計発第0327001号）厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく評価）

ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。

(認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス（社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。）を提供していないこと。

(3) 申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 福祉・保健サービス提供法人の役員又は福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所（以下「施設等」という。）の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が認める場合はこの限りでない。

イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。（地域密着型サービス外部評価に限る。）

(4) 評価調査者を2名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。

(5) 次の資料等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧

イ 評価の内容、手法その他の評価の実施に関する規程

ウ 倫理及び守秘義務に関する規程

エ 評価料金表

オ 評価実績

(6) 評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(7) 第11条の規定により認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。

(8) 認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。）が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。

（認証の申請）

第4条 認証の申請は、第2条に規定する評価区分ごとに、申請書（様式第1号）に必要な資料等を添付して行う。ただし、他の評価区分の申請時に提出した資料等は省略することができる。

（認証）

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議を行い、第3条に規定する認証要件を満たす場合には、評価機関を認証する。

2 県は、前項の認証を行うに当たって条件を付することができる。

3 県は、認証すること又は認証しないことを決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は書類の提出を求めることができる。

4 県は、認証すること又は認証しないことを決定したときは、申請法人に対し、その旨を通知する。

（認証の有効期間）

第6条 認証の有効期間は3年間とする。

(認証の更新)

第7条 有効期間満了後引き続き評価機関として認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の3月前までに、申請書(様式第2号)に必要な資料等を添付して認証の更新を申請しなければならない。

2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。

(1) 第3条に規定する認証要件を満たすこと。

(2) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができると認められること。

3 第5条第2項から第4項までの規定は、認証の更新について準用する。

(評価機関が遵守すべき事項)

第8条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価機関は、評価以外の活動を通じて、評価を受審する施設等(以下「受審施設等」という。)と次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。

ア 評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部(以下「法人本部」という。)若しくは受審施設等以外の施設等(以下「同一法人施設等」という。)に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。

イ 受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。

(2) 評価機関は、評価機関の役員が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。なお、役員以外の会員及び顧問等については、この限りでない。

ア 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

ただし、推進委員会は、評価機関(第3条第3号アのただし書きに該当する法人に限る。)と福祉・保健サービス提供法人及び施設等の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、本文の適用について特例の措置を講ずることができる。

イ 評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人(第3条第3号アのただし書に該当する法人を除く。)が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。

(ア) 高齢者を対象とした福祉・保健サービス

(イ) 障がい者(児)を対象とした福祉・保健サービス

(ウ) (ア)及び(イ)以外を対象とした福祉・保健サービス

ウ 評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。

エ 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。

(3) 評価機関は、所属する評価調査者が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行うこと。

ア 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

- イ 評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であつて、かつ次に掲げる関係にある。
 - (ア) 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人（以下「評価調査者所属法人」という。）と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
 - (イ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
 - (ウ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに（ア）及び（イ）以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
 - ウ 評価調査者が、地域密着型サービスを提供する施設等の職員である。（地域密着型サービス外部評価に限る。）
 - エ 評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。
 - オ 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。
- (4) 評価機関は、所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合（前号イに掲げる場合を除く。）には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。
- ア 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
 - イ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者（児）を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
 - ウ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともにア及びイ以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。
- (5) 評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。
- (6) 同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。
- (7) 事業の透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項を、自己の管理するホームページに掲載すること。
- ア 評価機関として認証された日及び番号
 - イ 実施する評価の種類
 - ウ 第3条第5号に掲げる資料等
- (8) 役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を、漏えいしてはならない。

（認証内容の変更）

第9条 認証を受けた評価機関は、申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、認証内容変更届（様式第3号）に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

（認証の辞退）

第10条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても、認証辞退申請書（様式第4号）を県に提出し、認証を辞退することができる。

（認証の取消）

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。

- (1) 第3条に規定する認証要件のいずれかが欠けた場合
- (2) 第5条第2項に規定する認証の条件を満たさない場合
- (3) 第8条に規定する事項が遵守されない場合
- (4) 評価の信頼性を損なうおそれのある行為を行う等評価機関としてふさわしくないと判断した場合
- (5) 前条に規定する辞退申請書が提出された場合

2 県は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、当該評価機関に対し、その旨を通知する。

(調査・報告)

第12条 県は、評価の適正な実施を目的として、適宜、評価機関及び評価の状況について調査を行い、又は評価機関に対し報告を求めることができる。

2 評価機関は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第13条 県は、この要綱に定めるもののほか、認証を行うに当たり必要な事項について、推進委員会の審議を経て、決定する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱第2条の評価区分については、平成19年3月31日までは、認知症高齢者グループホーム外部評価（「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」（平成14年7月26日付老計発第0726002号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく評価）の評価区分とする。

3 平成19年3月31日まで認知症高齢者グループホーム外部評価に係る認証を受けている評価

機関は、評価調査者養成研修修了者名簿の地域密着型サービス外部評価の評価区分に登録された評価調査者を2名以上委嘱しているときに限り、当該評価機関に所属する評価調査者名簿を県に提出することにより、地域密着型サービス外部評価に係る認証があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成26年7月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定にかかわらず、平成26年9月20日までに認証の有効期間が満了する評価機関の認証の更新については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

申請団体 (所在地)
(法人名)
(代表者氏名)

印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証申請書

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関として下記の評価区分の認証を受けたいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証要綱第4条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

認証を受けたい評価区分 (○をしてください)	1 福祉サービス第三者評価 2 地域密着型サービス外部評価
代表評価調査者氏名	
評価に係る事務責任者の氏名	
連絡先	

(添付資料)

- 1 法人登記簿謄本
- 2 役員名簿
- 3 定款又は寄付行為等
- 4 法人の事業計画または事業概要を説明する書類
- 5 前年度予算書及び決算書（新設法人は不要）
- 6 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- 7 所属する評価調査者一覧（他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付）
- 8 評価手順及び手法を説明する書類
- 9 倫理及び守秘義務に関する規程
- 10 苦情解決体制の概要
- 11 評価料金表

(注) 申請書は、評価区分ごとに別葉にて作成してください。

(様式第2号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

申請団体 (所在地)
(法人名)
(代表者氏名)

印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証申請書（更新）

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関として下記の評価区分の認証の更新を受けたいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証要綱第7条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

認証を受けたい評価区分 (○をしてください)	1 福祉サービス第三者評価 2 地域密着型サービス外部評価
代表評価調査者氏名	
評価に係る事務責任者の氏名	
連絡先	

(添付資料)

- 1 法人登記簿謄本
- 2 役員名簿
- 3 定款又は寄付行為等
- 4 法人の事業計画または事業概要を説明する書類
- 5 前年度予算書及び決算書（新設法人は不要）
- 6 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- 7 所属する評価調査者一覧（他の評価機関と重ねて委嘱している者がいる場合は、他の評価機関の同意書を添付）
- 8 評価手順及び手法を説明する書類
- 9 倫理及び守秘義務に関する規程
- 10 苦情解決体制の概要
- 11 評価料金表
- 12 評価の実績

(注) 申請書は、評価区分ごとに別葉にて作成してください。

（様式第3号）

年 月 日

鳥取県福祉保健部長

様

申請団体（所在地）

（法人名）

（代表者氏名）

印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証内容変更届

年 月 日付第 号で認証を受けた事項について、下記のとおり変更しましたので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証要綱第9条の規定により届け出ます。

記

変更事項 変更書類	変更内容

（注）書類の変更の際は、変更後の書類を添付してください。

(様式第4号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

申請団体 (所在地)
(法人名)
(代表者氏名)

印

鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証辞退申請書

年 月 日付第 号で受けた認証を、下記の理由により辞退したいので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価機関認証要綱第10条の規定に基づき、申請します。

記

認証を辞退する理由	
-----------	--

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、評価機関が実施する社会福祉・保健サービス評価事業について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(評価の方法)

第2条 評価機関は、別表に定める体制、方法により、評価を実施するものとする。

2 評価の実施に当たっては、事前説明会等により、次の事項を事業者の説明するものとする。

- (1) 事業の趣旨、スケジュール、評価項目等
- (2) 調査を行う評価調査者の氏名
- (3) 評価料金、解約その他の契約書の内容に関すること。
- (4) 事前に提出を受ける書類、提出期限、当日の準備書類等
- (5) 評価結果の公表、苦情対応に関すること。
- (6) 評価機関の倫理、守秘義務に関すること。
- (7) その他、評価の受審に当たり必要なこと。

3 事業者は、調査を行う評価調査者について、相当の理由を述べた上で、変更を申し立てることができる。

4 評価機関は、評価終了後、評価結果を決定するに当たっては、事前に事業者の確認を得るものとする。

5 前項の場合において、事業者は、評価結果に異議があるときは、評価機関に意見書を提出することができる。

(評価結果の決定)

第3条 評価結果は、原則として訪問調査を行った評価調査者の合議により決定する。ただし、次の場合には、評価機関が設置する評価決定委員会により決定するものとする。

- (1) 評価調査者の意見の相違により、評価結果が合意に至らないとき。
- (2) 前条第5項の規定に基づく意見書（以下「意見書」という。）の提出があったとき。

2 評価機関は、意見書について、事業者からその内容を裏付ける挙証資料等が示されないときは、評価結果の決定及び公表に当たり、意見書の内容を採用しないこととして差し支えないものとする。

3 評価機関は、事業者の意見書の内容を採用しない場合においても、評価結果の決定及び公表において、可能な限りその見解に言及するものとする。

(評価結果の公表)

第4条 評価機関は、評価結果を公表するに当たっては、あらかじめ、事業者の同意を得るものとする。ただし、地域密着型サービス外部評価の評価結果についてはこの限りでない。

2 評価結果は、訪問調査の日から2か月以内に、独立行政法人福祉医療機構ホームページ（以下「WAMネット」という。）において公表するとともに、事業者へ通知するものとする。

3 評価機関は、前項の期間内に評価結果の公表ができない場合は、あらかじめその理由等を事業者へ通知するものとする。

- 4 評価機関は、特別な理由なく評価結果の公表を遅滞し、それにより事業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(認定証の交付)

第5条 評価機関は、評価を受審の上、評価項目の全ての評価結果の公表に同意した事業所に対し、認定証（別記様式）を交付するものとする。

(評価機関独自の取組)

第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、評価機関は、評価機関独自の取組として評価項目の追加、利用者調査、家族調査、職員調査及び評価を行った後のフォローアップ調査の追加等を行うことができる。

- 2 評価機関は、前項のフォローアップ調査を行った場合においては、評価項目改善状況等をWAMネット上で公表することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 第4条第1項に係る報告書については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAM ネット）」が整備されるまでの間、「福祉サービス第三者評価」に係る評価結果公表ホームページ（暫定版）（<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/hyouka/06-hyoukakekka>）に、掲載することとする。

附 則

この要領は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度において行う社会福祉・保健サービス評価事業の福祉サービス第三者評価区分における評価項目及び評価結果の公表の様式は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する

別記様式

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業 評価認定証

<事業者名>

<代表者名> 様

上記事業者は、<評価機関名>によるサービス評価を受審し、その結果を公表することに同意したことを証する。

1 受審事業所名 : (住所 :)

2 評価結果の確定の日 : 年 月 日

3 評価区分 :

4 評価結果の公表期間 : 年 月 日 (評価結果の確定の日から最低1年間) まで

5 評価結果の公表方法 : 独立行政法人福祉医療機構ホームページ (WAMネット) への掲載

年 月 日

<評価機関名>

<代表者名>

印

別表

評価区分	評価項目	評価方法	自己評価	評価調査者数	訪問調査日数	公表方針	公表期間	評価結果	備考
福祉サービス第三者評価	評価項目 ①共通評価項目 厚生労働省通知(注1ア)に定める評価項目 ②内容評価項目 厚生労働省通知(注1イ～ク)に定める評価項目	書面調査 訪問調査	任意	2人以上	1日以上	事業者の同意がない評価項目は、「同意なし」と公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知(注1ア)に準じた様式により、評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。	
地域密着型サービス外部評価	評価項目 厚生労働省通知(注2)に定める自己評価項目及び外部評価項目	書面調査 訪問調査 (なお、評価のための資料として、利用者、家族調査を実施すること。)	実施	2人以上	1日以上	事業者の同意がない評価項目についても、評価決定委員会の審議を経て評価結果を公表すること。	評価結果の確定の日から最低1年間	厚生労働省通知(注2)の様式により、①評価項目ごとに評価されているとともに、その評価根拠、総合評価、事業者のコメント等が記載されていること。 ②利用者・家族調査について記載されていること。	地域密着型サービス評価ガイドブック(特定非営利活動法人地域生活サポートセンター発行)を参照の上、実施すること。

注1 福祉サービス第三者評価に関する厚生労働省通知

ア 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(平成30年3月26日付子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長ほか2局長通知)

イ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(令和2年3月31日付障発0331第4号、社援発0331第17号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

ウ 「保育所における第三者評価の改訂について」(令和2年4月1日付子発0331第11号、社援発0331第34号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知)

エ 「児童館における第三者評価ガイドラインの全部改正について」(令和2年9月3日付子発090第13号、社援発0903第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

オ 「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」(令和3年3月29日付子発0329第8号、社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

カ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)

キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発00330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知)

ク 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(令和2年3月31日付老発0331第9号、社援発0331第18号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)

ケ 「救護施設における第三者評価の実施について」(平成30年9月20日付社援発0920第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

注2 「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日

付老計発第 1017001 号（最終改正平成 21 年 3 月 27 日付老計発第 0327001 号）厚生労働省老健局計画課長通知）ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を除く。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関の認証の辞退について

1 申請者

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関のうち、次の機関から令和7年3月19日付けで評価機関認証の辞退に係る申請書の提出があったので、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日付福保第871号鳥取県福祉保健部長通知。以下「認証要綱」という。）第11条の規定に基づき本委員会の審議を求める。

申請者	所在地	認証機関	評価区分
特定非営利法人 あいおらいと	〒689-0331 鳥取市気高町浜村 342	令和5年7月28日～ 令和8年7月27日	第三者評価 地域密着型

2 辞退理由

福祉サービス第三者評価第10号及び地域密着型サービス外部評価第7号の認証を辞退する理由については、評価受審を希望する施設もほとんどなく、経営面で採算が合わないことや、さらに、評価調査者の高齢化が進み、参加を呼びかけても複雑な評価業務ができないとの理由で辞退する者が多く、業務の継続が難しい状況となっていることから辞退します。

3 処理方針

認証要綱第11条の規定に基づき、認証を取り消す。

（理由）

- （1）直近3年間の当該評価機関の評価実績は、第三者評価が10件（うち、社会的養護関係施設5件、児童自立生活援助事業3件）、地域密着が8件であり、取消後もその分を他の評価機関においてカバーできると見込まれる。
- （2）当該評価機関の認証辞退希望と社会的養護関係施設の第三者評価は辞退後も継続したいとの希望に対応できるよう、今年3月に認証要綱を改正済である。

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（抜粋）

（認証の辞退）

第10条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても、認証辞退申請書（様式第4号）を県に提出し、認証を辞退することができる。

（認証の取消）

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。

- （1）第3条に規定する認証要件のいずれかが欠けた場合
- （2）第5条第2項に規定する認証の条件を満たさない場合
- （3）第8条に規定する事項が遵守されない場合
- （4）評価の信頼性を損なうおそれのある行為を行う等評価機関としてふさわしくないと判断した場合
- （5）前条に規定する辞退申請書が提出された場合

鳥 取 県 認 証 評 価 機 関 一 覧

(令和7年3月31日現在)

評価機関名	所在地	電話番号 ファクシミリ	ホームページ e-mail	評価区分※		認証期間	第三者評価 評価者数(人)	地域密着型 評価者数(人)
				第三者評価	地域密着型			
特定非営利活動法人 未来	〒682-0826 倉吉市東仲町2571	0858- 24-5725	http://www.npo-mirai.net/ fukushi@npo-mirai.net	○	○	R5.1.21 ～ R8.1.20	12	17
		0858- 27-0101		第3号	第2号			
有限会社 保健情報サービス	〒683-0804 米子市米原 2丁目7番7号	0859- 37-6162	http://www.chukai.ne.jp/~hokenjoho/ hokenjoho@clock.ocn.ne.jp	○	○	R5.3.22 ～ R8.3.21	9	8
		0859- 21-0373		第5号	第4号			
特定非営利活動法人 いなば社会福祉評価サービス	〒680-0942 鳥取市湖山町東 2-164	0857- 28-9077	http://www.inaba-hyouka.net/ inaba-hyouka@ceres.ocn.ne.jp		○	R5.7.16 ～ R8.7.15		8
		0857- 28-9077			第5号			
特定非営利活動法人 メアィヘルプユ-	〒141-0031 東京都品川区 西五反田1-26-2 五反田サンハイツ 714	03- 3494-9033	http://www.meiai.org/ smile-npo@meiai.org	○		R5.7.16 ～ R8.7.15	8	
		03- 3494-9032		第8号				
特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク	〒102-0074 東京都千代田区 九段南3-4-5 ピラ・アベックス市ヶ谷 701	03- 5211-8710	http://www.fukushikeiei.net/ npo@fukushikeiei.net		○	R5.9.21 ～ R8.9.20		7
		03- 5211-8715			第6号			
特定非営利活動法人 あいおらいと	〒689-0331 鳥取市気高町浜村 342	0857- 77-3640	https://www.iolite17s.com/ iolite17s@gmail.com	○	○	R5.7.28 ～ R8.7.27	12	4
		—		第10号	第7号			
合計							41	44

※「第三者評価」:福祉サービス第三者評価
「地域密着型」:地域密着型サービス外部評価
(第〇号は認証番号)



第三者評価事業の促進に向けた今後の方針

福祉サービス第三者評価事業 令和7年度「評価事業普及協議会」資料

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

三森 雅之

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

福祉サービス第三者評価事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度から実施

- ※ 児童養護施設や乳児院等の社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけ
- ※ 地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけ受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる

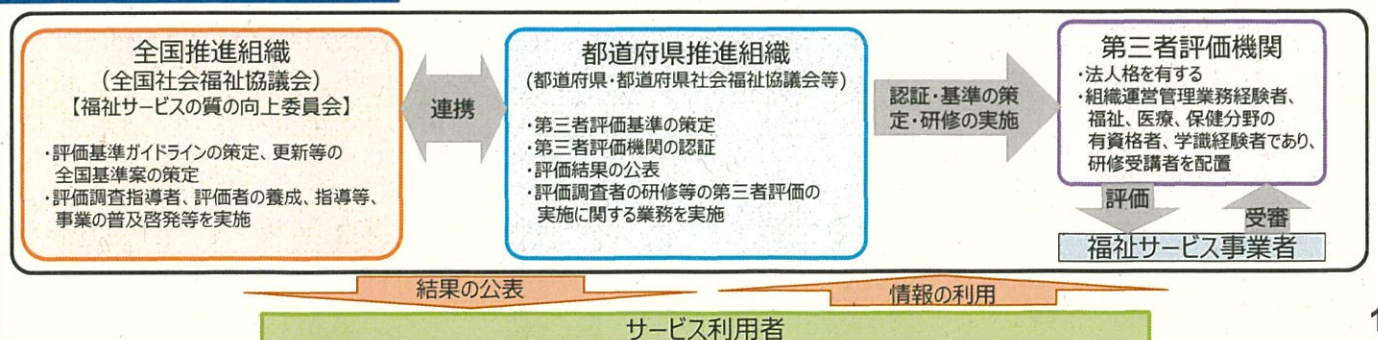
(2) 評価機関認証件数等（全国推進組織（全国社会福祉協議会）調べ、令和5年度末時点）

- ◇ 評価機関認証件数 402件
- ◇ 評価調査者養成数（研修終了者） 479名
- ◇ 評価調査者数（研修終了者） 16,325名

(3) 評価結果の活用状況

- ◇ 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、**自主性に委ねられている**
- ◇ 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき**評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告**することとされている
- ◇ 報告を受けた都道府県推進組織は、**評価結果を公表**することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている
- ◇ 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、**各都道府県によりその内容は異なっている**
- ◇ 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている
- ◇ **第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる**

第三者評価制度の仕組み



第三者評価事業の意義・目的

1 第三者評価の意義

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公平・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

2 第三者評価の目的

- 社会福祉法第78条第1項の趣旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするもの
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

【参照】社会福祉法

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

2

福祉サービスに係る第三者評価及び苦情解決の仕組みに対する支援策

措置制度から契約制度への移行に伴い、平成12年の社会福祉法の改正において、以下の取組が位置付けられ、これらの推進を図っている

福祉サービスの第三者評価等推進事業

福祉サービスの質の向上等の観点から行われる第三者評価について、全国推進組織である全国社会福祉協議会が行う評価基準の策定や評価調査者指導者の養成研修等の取組に対して補助

根拠規定：社会福祉法第78条

令和7年度予算額：民間社会福祉事業助成費補助金
(11,681千円)、補助率10/10

運営適正化委員会における苦情解決事業

福祉サービスの苦情解決に係る調査、助言、あっせん等を行う運営適正化委員会を各都道府県社会福祉協議会に設置し、苦情解決事業の実施に要する経費について補助（人件費、事業費）

根拠規定：社会福祉法第83条、第85条

令和7年度予算額：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
412億円の内数、補助率1/2

【措置制度から契約制度への転換に伴う福祉サービスを取り巻く環境の変化】

利用者の自己決定の尊重

サービスの選択に資する情報提供とその質の向上を促す仕組みが必要

第三者評価事業

民間事業者をはじめとする多様な実施主体の参入

サービスの苦情解決の仕組みが必要

評価費用は事業者負担のため、事業費補助なし

福祉サービスの苦情解決事業
(運営適正化委員会)

都道府県社協に対し事業費補助

連携して実施

サービスの利用に当たっての契約締結

判断能力が不十分な者に対する支援が必要

福祉サービスの利用援助事業
(地域福祉課所管)

3

第三者評価等の外部評価制度一覧①

名称	福祉サービス第三者評価	社会的養護施設第三者評価	介護保険地域密着型サービス外部評価	運営推進会議等における外部評価	地域連携推進会議等における外部評価
導入 根拠	平成16年（2004年）～ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）	平成24年（2012年）～ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	平成18年（2006年）～ 以下に基づいて各市町村で条例制定 ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）	平成27年（2015年）～ 以下に基づいて各市町村で条例制定 ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号） ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日付け連盟通知）	以下に基づいて各市町村で条例制定 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第19号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
対象事業	社会福祉事業	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設	認知症対応型共同生活介護 ※ 令和3年4月以降は運営推進会議等における外部評価との選択制	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護	共同生活援助、障害者支援施設

※独立行政法人福祉医療機構のHPを参考に社会・援護局福祉基盤課で作成

4

第三者評価等の外部評価制度一覧②

名称	福祉サービス第三者評価	社会的養護施設第三者評価	介護保険地域密着型サービス外部評価	運営推進会議等における外部評価	地域連携推進会議等における外部評価
受審	任意	必須（3年に1回）	必須（原則年1回）	必須（原則年1回）	必須（原則年1回）
結果公表	任意	必須	必須	必須	必須
実施主体	都道府県推進組織	全国推進組織（都道府県も可）	都道府県	運営推進会議等の設置について指定の際に確認するのは市町村	
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関（全国で有効） ※ ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可	・ 都道府県が認証した評価機関	運営推進会議、介護・医療連携推進会議 ※ 事業所自らがその提供するサービスの質について自己評価を行った上で運営推進会議に報告し評価を受ける	
公表場所	WAM NET、都道府県HP、事業所HP 等	全国推進組織HP、都道府県HP、WAM NET、事業所HP 等	WAM NET、都道府県HP、事業所HP 等	利用者及びその家族への送付、「介護サービス情報の公表制度」での公表。法人HP・事業所内での掲示、WAM NET、市町村の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口等での掲示等	

※独立行政法人福祉医療機構のHPを参考に社会・援護局福祉基盤課で作成

5

第三者評価の受審料

第三者評価の評価料金は、20万円～40万円が最も多い。

平均的な評価料金【N=97】

	保育所		障害児・者施設		特別養護老人ホーム		社会的養護関係施設	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
10万円 未満	3	4.3%	1	1.4%	1	1.4%	0	0.0%
10万円 以上 20万円 未満	6	8.6%	10	14.1%	12	16.4%	3	6.5%
20万円 以上 30万円 未満	32	45.7%	26	36.6%	25	34.2%	14	30.4%
30万円 以上 40万円 未満	20	28.6%	24	33.8%	18	24.7%	22	47.8%
40万円 以上 50万円 未満	4	5.7%	1	1.4%	3	4.1%	1	2.2%
50万円 以上 60万円 未満	3	4.3%	6	8.5%	8	11.0%	5	10.9%
60万円 以上 70万円 未満	2	2.9%	3	4.2%	6	8.2%	1	2.2%
計	70	100.0%	71	100.0%	73	100.0%	46	100.0%

(出典) 福祉サービス第三者評価調査者の質の向上に関する調査研究事業（平成25年3月）特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

6

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成30年3月26日付け通知）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施
 - 第三者評価受審に係るインセンティブの強化
 - 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが指摘
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進を図られるよう、指針の一部改正を行った

2. 改正のポイント

規制改革実施計画の内容	改正内容	施行時期
受審促進に向けた数値目標の設定等	○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表 ○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況进行评估	平成30年 4月1日
受審に係るインセンティブの強化	○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減	
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記	
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化 ○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講	平成31年 4月1日

7

福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会

目的

- 2001(平成13)年に創設された福祉サービス第三者評価事業は、創設から20年以上が経過し、さまざまな課題が顕在化
- 課題は、次の5つに分類
 - ① 事業の目的・意義と現行の運用の乖離、② 社会福祉施設・事業者数の増加に反して受審率が低下
 - ③ 事業を推進する都道府県において機能低下・体制縮小等の脆弱化が見られる、④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない
 - ⑤ 評価結果の公表が利用者のサービス選択に資するような、わかりやすいものとなっていない
- 事業存続のためには、これらの課題を整理し改善していくことが重要との考えの下、全国社会福祉協議会において「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」を設置

検討会

- 【主催】全国社会福祉協議会
- 【委員】(敬称略) ○座長
 ○柏女 霊峰(淑徳大学教授)
 関川 芳孝(大阪府立大学教授)
 新津 ふみ子(全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表)
 柴崎 順三(全国乳児福祉協議会副会長)
 湯川 智美(全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長)
 久木元 司(社会福祉法人常磐会 理事長)
 右京 昌久(岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会 事務局長)
 鈴木 広幸(愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター所長)
 笹尾 勝(全国社会福祉協議会常務理事)
- 【検討経過】
 2021(令和3)年
 8月10日 第1回(福祉サービス第三者評価事業の現状と課題)
 10月6日 第2回(福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題(論点))
 11月2日 第3回(今後に向けた検討課題(論点))
 12月10日 第4回(他分野第三者評価についてヒアリング)
 12月27日 第5回(報告書(案)について)
 2022(令和4)年
 1月25日 第6回(報告書(案)について)
 2月21日 第7回(報告書(案)について)

報告書概要

7回の検討会を経てまとめられた報告書では、検討すべき事項として以下の課題が整理された

1 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- ① 「利用者の選択」、「利用者の権利実現」、「福祉サービスの質の向上」の3つの目的について検討することが必要
- ② 行政措置的な色合いが強い社会的養護関連施設等に対する「第三者評価」と「福祉サービス第三者評価事業」との関係を整理することが必要

2 「ナショナルセンター(仮称)」の設置に向けた検討

都道府県推進組織について、都道府県間で体制の格差が著しいことから、体制が脆弱な県に代わって第三者評価事業を推進できるよう「ナショナルセンター(仮称)」の設置について検討する必要がある

3 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討

標準的な受審料や評価調査者が継続して評価を行うことを可能にするためのビジネスモデルを検討する必要がある

4 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討

評価基準を選択して受審できるような仕組みの検討が必要

5 利用者の選択に資するための公表への改善

社会福祉施設等の現状や特性、サービス等の改善等評価内容について、利用者にわかりやすい公表方法の検討が必要

8

社会福祉施設サービスの質の向上のための調査研究事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線2864)

1 事業の目的

- 社会福祉基礎構造改革により、「福祉サービス第三者評価事業」、「運営適正化委員会事業」が創設されて20年以上経過し、さまざまな課題が生じている。これらの事業の存続及び安定した運営を図るため、制度見直しの検討が必要
- 令和3年度に「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が全国社会福祉協議会(全社協)において設置され、課題及び改善の方向性についての報告書を公表
- また、運営適正化委員会についても、令和4年度に「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が全社協に設置され、同検討会での議論を踏まえ、運営適正化委員会事業の課題及び改善の方向性が報告書にまとめられて公表された
- これら2つの検討会で議論されて、報告書としてまとめられた「課題」及び「改善の方向性」を改めて精査し、社会福祉施設で提供されるサービスの質の向上に必要な不可欠な課題について整理したうえで、改善策を検討する

2 事業スキーム・実施主体等

事業スキーム

全国社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書(R4.3)

運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会報告書(R5.3)



委託事業者

有識者等による検討委員会

- ① 各報告書で提言された課題を精査(各課題について検討の要不要を整理)
- ② ①で絞り込んだ課題について改善策を検討
- ③ 改善が必要な課題及びその改善策について報告書にとりまとめ

実施主体：国(公募により委託)

9

福祉サービス第三者評価事業

< アンケート調査の目的 >

■ 本調査は、全社協に設置された「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が取りまとめた報告書に記載されている、今後検討すべき事項をもとに、調査対象の実態把握と検討事項に関する見解について確認することで、次年度以降の施策立案に資する情報の収集を目的として実施

< アンケート調査の概要 >

- a. 都道府県推進組織46団体（※石川県は除く）
 - b. 評価機関86団体（東京都を除く道府県86団体）
 - ① 東京都の評価機関は他道府県と異なることから除外
 - ② 評価機関のうち、以下のいずれかの条件に該当するものを調査対象として86団体抽出
 - ・ 高齢、障害、児童施設で2種類以上の施設を評価している評価機関
 - ・ 施設種別問わず3施設以上を評価している評価機関
 - c. 受審事業者約516団体
- < 調査期間 > 令和6年1月～2月末

< アンケート結果の概要 >

① 福祉サービス第三者評価の意義・目的に関する課題

- 意義・目的に「利用者の権利実現を図るものである」の追加は肯定的。利用者の権利実現を図ることは現状の評価項目、評価手法で評価できるという意見
- 利用者本位の福祉サービスの質の向上につながっているが、利用者の適切なサービス選択に資するための情報には、つながっていないという意見

② 都道府県推進組織の課題

- 第三者評価の評価項目、評価機関の認証や評価調査者の養成について、都道府県推進組織と、評価機関及び受審事業者で意見が分かれた
- 受審率向上等のための全国統一は、評価機関及び受審事業者から慎重な意見

③ 評価機関・評価調査者の課題

- 評価機関からの高度な助言や情報提供について、受審事業者は外部の視点からの助言を非常に期待しているが、評価機関からはニーズは理解しつつも慎重な意見

④ 選択による評価の仕組みの導入に関する課題

- 部分的な評価の実施や、評価方法の見直しについて受審事業者から慎重な意見

⑤ 評価結果の公表に関する課題

- 他の情報提供制度と比較して、特に質を評価したものを中心に公表すべきとの意見

苦情解決事業

< アンケート調査の目的 >

■ 本調査は、全社協に設置された「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が取りまとめた報告書に記載されている、今後検討すべき事項をもとに、調査対象の実態把握と検討事項に関する見解について確認することで、次年度以降の施策立案に資する情報の収集を目的として実施

< アンケート調査の概要 >

- ① 都道府県運営適正化委員会、② 都道府県、③ 指定都市・中核市に対して、「苦情解決事業の状況」、「今後、苦情解決事業を継続させていくために必要と思うこと」、「現場レベルでの取組状況等の把握」を目的にアンケート調査を実施
- < 調査対象 >（※石川県、金沢市は除く）
- a. 運営適正化委員会46団体
 - b. 都道府県46団体
 - c. 指定都市・中核市81団体
- < 調査期間 > 令和6年1月22日～2月16日

< アンケート調査の概要 >

① 苦情解決機能の強化

- 苦情のつなぎ先がない相談が増えていることについて、都道府県・市町村ともにそれほど増えていると感じていないという傾向
- 実施指導、指導監査等の際に、事業者において苦情処理体制の整備や窓口の周知など苦情解決が適正に行われていないことが確認された場合、都道府県・市町村ともに改善のための取り組みを行っている

② 行政の責任の明確化

- 都道府県・市町村が指導を行うことの明確化について、基本的には肯定的な回答であったが、運営適正化委員会と、都道府県及び市町村で回答傾向が異なる傾向
- 事業者等の責任を追及する苦情は行政が対応することの明確化は、市町村のみどちらともいえないという意見が多い。市町村としては、指定権者が指導することは当然という前提はあるものの、あくまでも基準の範囲内での内容に関しての介入であると言及

③ 組織体制のあり方に関する課題

- 人員体制について、都道府県は現体制で対応できているが、運営適正化委員会は対応できていないという意見
- 都道府県と運営適正化委員会の連携状況について、両者の回答にやや開きがある

地域共生社会の在り方検討会議 概要

① 設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

② 主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③ 構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学大学院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鏡木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④ 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月～令和7年1月：自治体・有識者等へのヒアリング（計8回）、令和7年3月：これまでの議論を踏まえた論点の整理
令和7年夏目途：とりまとめ（令和7年度以降：関係審議会で議論）

「地域共生社会の在り方検討会議」における主な論点

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理
- (2) 包括的な支援体制の整備・重層事業の今後の在り方
 - ① 包括的な支援体制の整備と重層事業の関係性
 - ② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策（市町村への支援の在り方・都道府県の役割・地域づくり・小規模市町村等の対応）
 - ③ 包括的な支援体制の整備や重層事業実施に向けたプロセス
 - ④ 包括的な支援体制の整備や重層事業の実施状況の検証・見直し（PDCA）
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備・重層事業の目標・評価設定
 - ⑥ 多機関協働事業の役割・機能
 - ⑦ 若者支援
- (3) 福祉以外分野との連携・協働の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
- (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. その他

- (1) 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方
- (2) 災害時の被災者支援との連携の在り方

12

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

社会保障審議会
介護保険部会（第116回）
令和6年12月23日

資料4
※一部修正

・2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、**地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要がある**。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。

・上記を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について検討を行うため、本検討会を開催。具体的な議論の進め方としては、まずは高齢者に係る施策を検討した上で、その検討結果を踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題についても検討を行う（※）。

※老健局長が参集する検討会。事務局は老健局（社会・援護局、障害保健福祉部、こども家庭庁が協力）。

【主な課題と論点】

・人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制

	地域の状況	検討の方向性
① 中山間・人口減少地域	既にサービス需要減の地域あり	需要減に応じた計画的なサービス基盤確保
② 都市部	サービス需要急増（2040以降も増加）	需要急増に備えた新たな形態のサービス
③ ①②以外の地域（一般市等）	当面サービス需要増→減少に転じる	現行の提供体制を前提に需要増減に応じたサービス基盤確保

・介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
・地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア 等

【スケジュール】

- ・第1回は1月9日に開催。その後ヒアリングを行いつつ議論し、4月10日に中間とりまとめ（高齢者関係）
 - ・中間とりまとめ以降、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ
- ※自治体等で先行的な取組を進め、その状況報告を随時していただき、議論の参考に資するようにする

13

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ（概要）

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- ・ **配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等**
- ・ **地域の介護を支える法人への支援**
- ・ 社会福祉連携推進法人の活用促進

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応・包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ 地域における人材確保のプラットフォーム機能の充実等
- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

第三者評価事業の実施状況と 令和7年度の取組

- I 福祉サービス第三者評価事業
- II 福祉サービス第三者評価に関する動向等
- III 福祉サービス第三者評価の実施状況
- IV 令和7年度全国推進組織の取り組み

令和7年6月



全国社会福祉協議会政策企画部

I 福祉サービス第三者評価事業①

■福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。
※行政監査（最低基準を満たしているかを確認）との相違
- 評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
- ◆ 第三者評価受審のプロセスや評価結果の活用が、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上・改善に向けた取組につながる。
- ◆ 福祉施設・事業所が、利用者・家族や地域社会に対して、福祉サービスの質の向上に、主体的・継続的に取り組んでいることを発信することができ、福祉施設・事業所への信頼と高めることにつながる。

○福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。

○施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。

○利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。

○利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

I 福祉サービス第三者評価事業②

1. 福祉サービス第三者評価事業の目的

(1) 第三者評価事業の法的位置づけ

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3

I 福祉サービス第三者評価事業③

(2) 第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け

(略)

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

4

I 福祉サービス第三者評価事業④

2. 第三者評価事業の必要性

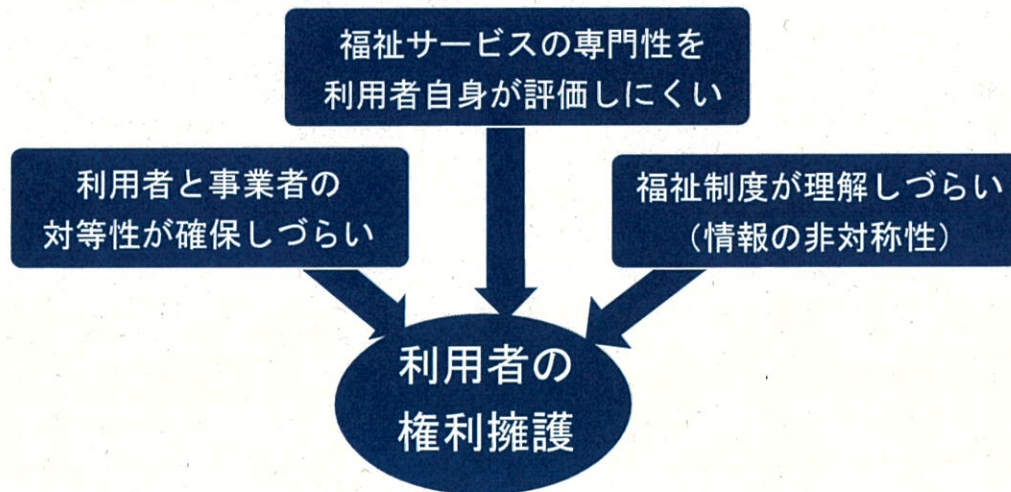
(1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上・改善への取組

⇒ 継続的に福祉サービスの質の向上・改善に取り組む組織づくり

(2) 利用者の権利擁護

福祉サービスについては、「福祉サービスの専門性を利用者自身が評価しにくいこと」「利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと」「福祉制度が理解しづらいこと」などが課題とされている。



5

I 福祉サービス第三者評価事業⑤

3. 第三者評価事業の仕組み

(1) 第三者評価事業の指針とガイドライン

○国は、福祉サービスの質の向上を支援するため、第三者評価事業の普及促進等について、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を都道府県に示している。

※「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省 子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

【福祉サービス第三者評価事業に関する指針】

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン
- ② 評価機関認証ガイドライン
- ③ 評価基準ガイドライン
- ④ 各評価項目の判断基準ガイドライン
- ⑤ 評価結果の公表ガイドライン
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

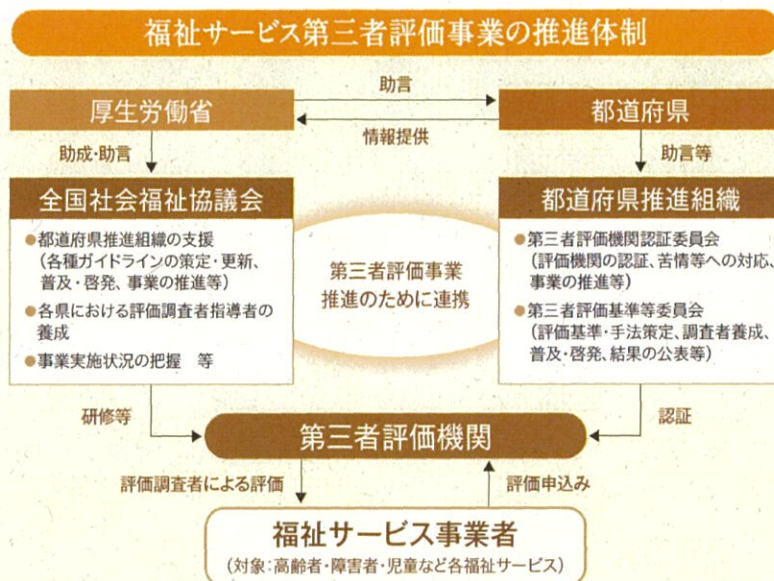
○全国推進組織（全国社会福祉協議会）は、上記の各種ガイドライン、モデルカリキュラム等の策定・更新の検討や都道府県推進組織の支援を行っている。

6

I 福祉サービス第三者評価事業⑥

(2) 都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



7

I 福祉サービス第三者評価⑦

(3) 各分野における第三者評価事業の位置づけ等

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化⇒令和3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする(日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・共同生活援助と施設入所支援における地域連携推進会議の設置が義務化(令和6年度は努力義務)	・保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第5期(令和7年度～)にあたり評価基準が改定(令和7年3月31日付)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

(全社協・政策企画部作成)

8

(4) 各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日通知（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	女性自立支援施設	平成18年6月通知（婦人保護施設版） ⇒令和7年4月23日通知（改定）
	救護施設	平成30年9月20日通知

9

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等①

(1) 保育所

①「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ (厚生労働省：令和3年12月20日)

○本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

(4) 保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね 互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

10

Ⅱ 福祉サービス第三者評価に関する動向等②

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

＜人への投資＞

（7）保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a：略 b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



○「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）

○報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

11

第三者評価制度の今後の対応について

こども家庭庁資料

令和4年度調査研究事業の結果概要

- ・ 保育所等に対する第三者評価制度については、実施状況に地域差があることから、令和4年度の厚生労働省の調査研究事業において、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題、実施状況等の実態を把握し、更なる活用促進や保育の質の改善につながるような実効性を高めるための方策を検討した。
- ・ 報告書では、下記3点が今後の課題として挙げられた。
 - ① **自己評価と第三者評価、指導監査それぞれの特性や関連性の整理が課題**
 - それぞれに目的が異なり、補完しながら行うことが必要。特に、保育実践の評価については、第三者評価は自己評価と比べ、具体的な改善の視点を得る面で十分とは言えず、補完的に行うことを意識する必要。
 - 指導監査が保育内容についての指導等も行う自治体も増えてきているため、今後、第三者評価が、より質を高めることが出来るようにするための改善も必要。
 - ② **評価機関による事後フォローの検討が必要**
 - 評価機関ごとに異なる事後フォローの考え方や取組について、評価機関同士で共有し、その在り方について検討することや、評価後の改善を園と寄り添いながらフォローする仕組み等の検討も必要。
 - ③ **自己評価ガイドラインに基づく自己評価の考え方や方法についての理解が不十分**
 - 保育内容等について、保育士等の職員の自己評価を保育所等の自己評価につなげていくための振り返りや改善のための取組が重要であることなど、自己評価の考え方や方法について保育所に改めて周知が必要。
 - 自己評価、第三者評価、指導監査のそれぞれの制度の意義や位置づけが理解されるよう、自己評価の考え方や方法について自治体担当者、評価機関へのさらなる周知が必要。
- ・ こうした課題を踏まえた対応の検討を含め、更なる保育の質の確保・向上に繋がる第三者評価制度の在り方について、見直しや再検討が必要があると提言されている。

対応の方向性

- ・ 上記調査研究を踏まえ、効果的な第三者評価制度が全国的に行われるよう、例えば指導監査と併せて保育の質を一層高めるために行われるべきものであるといった**制度の意義や位置付けの周知を行う。**
- ・ 更に、第三者評価制度において、**国際的に活用されている保育のプロセスの質評価の方法等を踏まえた指標を導入することについて、令和5年度の調査研究事業において検討する。**
 その際、国立教育政策研究所幼児教育研究センターによる研究において開発が進められている、幼児教育におけるプロセスの質評価に関する指標等を参考とすることが考えられる。

12

令和5年3月27日公表

Ⅳ 福祉サービス第三者評価に関する動向等③

③「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研究会」 (令和5年度こども家庭庁調査研究事業)

○令和5年度には、こども家庭庁が「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研究会」を実施（㈱船井総研が受託）。

○内容としては、国立教育研究所 幼児教育研究センターが策定研究している「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」を活用し、保育の実践面（プロセスの質）に焦点を置いた指標の活用可能性や活用の際の留意点を整理することを目的としている。

⇒ 令和6年3月に「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する調査研究」報告書とりまとめ。

13

保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する調査研究 結果概要

こども家庭庁資料

令和5年度調査研究事業の目的

- ・ 保育所における第三者評価は、サービスの質向上等に向け、受審率の向上が求められている。一方、現在の第三者評価事業における内容評価基準は、保育環境や保育士等の関わりといった実践に関するプロセスの質について十分に踏み込んだものとはなっていないとの指摘がある。
- ・ そこで、保育所等における第三者評価で保育のプロセスの質により焦点を置いた指標を活用するモデル事業を実施し、当該指標の第三者評価としての活用可能性と活用の際の留意点等について検討を行った。

モデル事業の概要

- ・ 全国の保育所及び幼保連携型認定こども園 20園が対象
 - ・ 国立教育政策研究所（以下「国研」）が開発した評価スケール案（※1）（以下「国研スケール」）を用い、各園1クラス（原則5歳児クラス）にて保育観察による評価及び評価結果（※2）を踏まえた園の取組への助言の実施
 - ・ 評価実施園に対する事前・事後アンケート及び事後ヒアリングによる効果の検討
 - ・ 国研スケールを用いた評価を行う、新たな評価者を育成するための研修の実施
- ※1 国研幼児教育研究センター「幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究 <報告書 第2巻> 幼児教育におけるプロセスの質に関する研究」（令和5年3月）より、「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」を使用
- ※2 国研スケールの各項目について評定に基づき、当日に口頭でのフィードバックを行うとともに、項目ごとのコメント及び全体を通じての総括コメントを訪問後に取りまとめた報告書を園に提出した。

主な結果と課題

- ・ 従来の第三者評価の基準に比べ、保育の観察に基づいた、より具体的な保育の実践（プロセスの質）に則した評価が期待できる。
 - 保育者にとって自分事として受け止めやすく、実践の改善に結びつけやすい。
 - 評価結果を園内で共有することで、組織的な取組につなげていくことが期待できる。
- ・ 国研スケールの項目ごとの観点等に則した報告書の具体的な記載によって、園で行われている保育の実情が具体的にイメージしやすい形で伝わりやすい。
 - 保護者をはじめとした保育内容に関する理解の促進とともに、保護者が園を選ぶ際の目安としても有効。
- ・ 今回のような評価を第三者評価で行う際の評価全体における位置づけや対象クラス、受審園の負担に配慮した実施体制、評価者育成のためのプログラム等については、引き続き検討が必要

14

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等④

(2) 社会的養護関係施設

①第4期（令和4年度～令和6年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和4年3月23日付）
- ・認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行っていること等が要件。
※第3期受審期までは10か所以上であった要件から変更

②第5期（令和7年度～令和9年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の評価基準が改定（令和7年3月31日付）

15

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑤

(3) 放課後児童クラブ

- 社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘
- 平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社）において、基準案を策定
- 令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知
- 令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設
⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

16

(子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算額:1,223億円の内数)

1. 事業目的

- 放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要となる費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。

なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。

※ 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。

3. 実施主体

- 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。
- ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

4. 補助率

- 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

5. 令和6年度補助基準額

- 1クラブ当たり年額 300千円
- ※ 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

17

2 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑥

(4) 障害福祉分野

○障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）

- ・ 令和3年度に、基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直された。
- ・ 「支援力向上」の指標に、「過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること」が盛り込まれた。

- 「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」(令和4年6月13日)において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する」ことが必要とされた

⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討

⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施

⇒グループホーム等において、地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取り組みを義務づけ

<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

18

障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究事業報告書(抄)

(令和4年度障害者総合福祉推進事業)

3. 考察

本章では、検討委員会におけるヒアリング、議論を通じて明らかになった施設等の運営の透明性の確保・サービス質の確保等における今後の課題等について言及する。

(1) 地域連携推進会議の導入による質の評価の実施可否

地域連携推進会議を導入することにより、施設等に外部の目が入ることで、サービスの透明性を図り、質を確保することに期待出来る一方、質を評価することは困難である。このため、本事業においては、質の評価を目的とせず、施設等運営等に外部の目を入れることで質の確保を行うこととしたが、質の評価については、今後更なる議論が必要と考えられる。

(2) 地域連携推進会議の導入以外の質の確保方策

前述のとおり、**地域連携推進会議は質の評価を目的とはしておらず、質の確保を目的の一つ**としているが、質の確保を行う手段として、例えば、人員体制を手厚くする、管理者にも研修を必須とするなど、様々な手段がある。地域連携推進会議の導入以外の質の確保のための手法については、質の評価とあわせて今後、改めて議論する機会が望まれる。

(3) 地域連携推進会議の手引きの活用

本事業においては、学識経験者、現場有識者等で組成した検討会における議論を踏まえ、地域連携推進会議の手引きを作成した。しかし、**手引きを活用し、地域連携推進会議を実際に開催した場合、何に課題があるか等の実践的な場を踏まえて、手引きを更新する必要がある**。これを踏まえ、地域連携推進会議の制度化前に、実践的な場における課題抽出等が可能な機会が望まれる。

(4) 地域連携推進会議の周知、浸透

地域連携推進会議を全国の事業所に周知する際には、地域連携推進会議は、それぞれの施設等で生活している生活者が、地域の行事に参画することで、地域の中で主体的に生きることが出来るようになる機会であり、生活者の希望を聞く機会であるという視点も踏まえる必要がある。また、地域連携推進会議を形骸化させず、浸透させるためには、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に盛り込むことや、都道府県等が指定する際に指導すること、事業所において研修を行う仕組みにすることが必要。介護保険の運営推進会議は、有意義に活用している事業者がある一方で、会議の開催が形骸化している事業者もある。**障害福祉サービスの地域連携推進会議が形骸化されないよう、会議の運用方法や事業者への周知の仕方については、上記のような工夫が必要ではないか。**

(5) 市町村の関与

市町村は、事業者や施設等との関わりが希薄な場合もあるが、管内にある施設等には、市民等が利用する場合も多いことから、本来は施設等のサービス、運営の質について、市町村に考えていただく機会を増やすべきである。地域連携推進会議の議事録の報告先については、引き続き厚生労働省にて検討することとなっているが、市町村の関与の在り方も含めて検討が必要ではないか。

(6) まとめ

障害福祉サービスを提供する事業者が増えることは、障害児者やその家族にとって、選択肢が増えることであり、喜ばしいことである一方、そのサービスの質の担保をいかに行うかが課題となる。本事業では、介護保険サービスの運営推進会議を参考として、障害福祉サービスの入所施設、グループホームに地域連携推進会議を導入するための検討を行ったが、居住系のサービスに限らず、通所サービスにおける透明性・質の確保も課題となっており、今後も障害福祉サービスの質を向上させる仕組みについて、検討が望まれる。

19

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- **これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）**

「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される**地域連携推進会議**を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ **外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。**

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、**令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。**



※第三者評価を受審した場合、当該年度は地域連携推進会議の開催を免除されることを厚生労働省に確認済み

20

IV 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑦

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

附則

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（交付後3年を目途）

⇒ 厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」を実施（令和6年度）

* 女性自立支援施設の評価基準についても検討。評価基準を改定。

女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の受審状況（施設数）

令和6年度	3	東京都2、岐阜県1
令和5年度	3	東京都3
令和4年度	3	東京都2、大阪府1

※ 女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行うものとされている。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づき、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。

21

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

厚生労働省資料

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※ 現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※ 厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員
（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設
（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

（主な規定）
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

（主な罰則）
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる者

第3章 補導処分

（主な規定）
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 收容

廃止

第4章 保護更生

（主な規定）
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

22

令和7年度当初予算案 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金** : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
(補助率) 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金** : (実施主体) 都道府県
(補助率) 国 5/10、都道府県 5/10

23

IV 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑧

(5) その他

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課が所管して行う「福祉サービス第三者評価事業」とは異なる枠組みで実施されている「第三者評価」

①児童相談所の一時保護所

○平成27年度に三菱UFJリサーチ・コンサルティング(株)において調査研究を実施。評価項目が例示される。その後、平成29年度、30年度の調査研究において評価基準(案)が提示される。

○「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」(平成29年7月10日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

⇒平成29年度より、第三者評価受審費加算費の支弁対象(現在の単価は31万4千円)

Ⅳ 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑨

①児童相談所の一時保護所

○令和4年度児童福祉法の改正により**第三者評価の受審が義務化**され、令和6年4月「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）

（一時保護施設の一般原則）

第四条 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

○令和6年4月「一時保護ガイドライン」の改正

「一時保護ガイドラインの全部改正について（令和6年3月30日付）」

Ⅲ 一時保護施設の設備及び運営

1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方

一時保護施設設備運営基準第4条第3項において、一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとしている。（中略）一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい。なお、第三者評価の実施にあたっては、「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」（平成29年7月10日付け雇児発0710第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）を参照する。

25

Ⅳ 福祉サービス第三者評価に関する動向等⑩

②里親支援センター

○令和4年度児童福祉法改正により里親支援センターが社会福祉施設として位置付けられ、**第三者評価の受審が義務化**

「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）

（業務の質の評価等）

第88条の9 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

「里親支援センターにおける自己評価及び第三者評価の実施について」

（令和6年12月20日 こ支家第541号 支援局長通知）

第3 第三者評価

1. 定期的な実施

里親支援センターは、令和6年4月1日又はその認可を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年に1回以上、第三者評価を受けなければならないこと。

2. 第三者評価の評価機関

里親支援センターの第三者評価については、こども家庭庁支援局長が指定する評価機関において実施すること。

3. 第三者評価等の実施方法

① 第三者評価の基準は、こども家庭庁支援局長が定めるものとする。具体的には、ガイドラインで定める「里親支援センターの第三者評価基準」とすること。※令和6年12月20日通知

26

IV 福祉サービス第三者評価に関する動向等^⑪

③養子縁組あっせん機関

○平成29・30年度に三菱UFJリサーチ・コンサルティング(株)において調査研究を実施。

(案) をとりまとめ

→「養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における 自己評価及び第三者評価の実施について」、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」通知

(令和元年11月20日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

・民間あっせん機関に毎年の自己評価および3年に1回以上の第三者評価の受審および公表を義務付け。(平成31年度から)

・1か所当たり32.1万円の受審料補助(令和3年度予算において、交通費相当額を増額)

・民間あっせん事業者数:22事業者(令和6年4月1日時点)

・評価機関数:13か所(令和6年8月1日時点)

27

IV 福祉サービス第三者評価に関する動向等^⑫

④認定こども園

○認定こども園独自の第三者評価基準等は示されていない

○幼稚園における学校評価ガイドラインまたは福祉サービスの第三者評価基準等に沿って第三者評価を受審し、結果を公表することで加算を算定(15万円)できる

○第三者評価の受審は5年に一度を想定されており、加算の算定も5年に一度可能

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
(令和6年3月29日付)

13. 第三者評価受審加算(③4)

(1) 加算の要件

「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況①

(1) 令和6年度の受審数（暫定値）：5,930件

受審数の推移



29

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和6年度）

	受審数	全国施設数	受審率	参考 令和5年度受審数
特別養護老人ホーム	510	10,606	4.81%	465
障害者施設（生活介護）	142	10,032	1.42%	183
障害者施設（就労継続支援A型）	71	4,676	1.52%	44
保育所	2,082	22,189	9.38%	1,894
児童館	6	4,259	0.14%	3
放課後児童クラブ	75	25,635	0.29%	11
救護施設	20	186	10.75%	19

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況③

(3) 令和7年4月1日時点の評価機関数：のべ412機関

※そのうち、直近3か年の評価件数が0件の評価機関は77機関

都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和7年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) の評価件数					都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和7年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) の評価件数				
		0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上			0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上
北海道	7	-	5	2	-	-	京都府	17	2	1	4	3	7
青森県	3	1	-	2	-	-	大阪府	24	6	6	5	5	2
岩手県	2	-	1	-	1	-	兵庫県	12	5	2	3	1	1
宮城県	8	5	1	1	1	-	奈良県	4	1	3	-	-	-
秋田県	3	-	1	2	-	-	和歌山県	3	-	-	3	-	-
山形県	5	2	1	2	-	-	鳥取県	4	-	2	1	-	1
福島県	2	-	1	-	1	-	島根県	4	1	2	-	1	-
茨城県	8	4	2	2	-	-	岡山県	7	2	2	1	2	-
栃木県	7	3	1	2	1	-	広島県	4	1	1	1	1	-
群馬県	5	2	3	-	-	-	山口県	1	-	-	-	1	-
埼玉県	26	8	11	6	1	-	徳島県	8	5	2	1	-	-
千葉県	19	2	5	3	7	2	香川県	3	2	1	-	-	-
東京都	116	3	14	10	24	65	愛媛県	6	1	3	1	1	-
神奈川県	20	4	3	3	2	8	高知県	3	-	3	-	-	-
新潟県	4	1	1	-	2	-	福岡県	5	-	2	-	3	-
富山県	2	-	1	-	1	-	佐賀県	2	-	1	1	-	-
石川県	7	2	-	2	-	3	長崎県	4	-	1	2	1	-
福井県	1	-	-	1	-	-	熊本県	8	4	1	3	-	-
山梨県	1	-	1	-	-	-	大分県	2	1	-	-	1	-
長野県	4	2	-	1	-	1	宮崎県	2	-	1	-	1	-
岐阜県	5	-	2	1	2	-	鹿児島県	3	-	1	1	-	1
静岡県	9	3	2	2	2	-	沖縄県	2	-	-	-	2	-
愛知県	11	2	3	3	2	1							
三重県	4	-	4	-	-	-							
滋賀県	5	2	-	3	-	-	合計	412	77	98	75	70	92

31

(4) 社会的養護施設の受審状況

	施設数 ※1	第4期			受審施設の べ件数 (暫定値) ※2
		令和 4 年度 受審 数	令和 5 年度 受審 数	令和 6 年度 受審 数 (暫定 値)	
児童養護施設	607	236	242	208	686
乳児院	147	53	61	44	158
児童心理治療施設	53	14	18	20	52
児童自立支援施設	58	12	33	18	63
母子生活支援施設	205	70	77	75	222
自立援助ホーム	369	16	19	17	52
ファミリーホーム	487	2	1	2	5

※1 令和6年3月末時点の施設数を参照

※2 毎年受審している施設もある

32

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑤

【参考】社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況①

評価の判断基準は、取り組みについての到達の状況を示すよう設定

- a 評価：施設運営指針に掲げられている目指すべき状態
- b 評価：多くの施設で考えられる状態
- c 評価：課題が多く見られる状態

【第3期 社会的養護関係施設のa・b・c評価の実績値】

	a	b	c
児童養護施設	49.7%	47.1%	3.3%
乳児院	57.5%	40.3%	2.3%
児童心理治療施設	53.3%	42.1%	4.6%
児童自立支援施設	56.6%	39.9%	3.5%
母子生活支援施設	47.6%	44.9%	7.4%

(参考)【第1期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	35.8%	55.4%	8.8%
乳児院	43.9%	47.9%	8.2%
情緒障害児短期治療施設	34.9%	54.8%	9.9%
児童自立支援施設	35.5%	54.9%	8.6%
母子生活支援施設	28.4%	54.5%	17.1%

(参考)【第2期 社会的養護関係施設のa・b・c実績値】

	a	b	c
児童養護施設	42.4%	53.4%	4.2%
乳児院	49.8%	46.5%	3.8%
児童心理治療施設	43.5%	51.3%	5.2%
児童自立支援施設	49.0%	47.1%	3.9%
母子生活支援施設	38.3%	50.7%	11.0%

33

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑥

【参考】社会的養護関係施設第3期の評価結果の状況②

○第1期、第2期と比較すると、すべての施設種別において「a評価」の実績値・割合が増加し、「c評価」の実績値・割合が減少

○「a評価」の割合が高い評価項目は、衣・食や健康に関する項目等、養育・支援に関連する項目。

- 「c評価」の割合が高い評価項目は、
 - ①中・長期的ビジョンを明確にした計画の策定
 - ②事業計画の子ども等への周知・理解
 - ③地域の福祉向上のための取組

等

➡第4期受審期の評価基準改正検討にあたっては、第3期受審期の評価結果の状況を踏まえ、a評価の多い項目については他の項目との統合等、c評価の多い項目についてはより取り組みが推進できるよう、解説を加える等の対応を行った。

【共通評価基準】

- ①中・長期ビジョンを明確にした計画の策定
 - ・都道府県社会的養育推進計画等の動きを踏まえ、各施設が中・長期的なビジョンをもって計画的に施設運営をしていくことが重要であることを加筆
 - ・取り組みの促進につながるよう、高機能化・多機能化の取り組みの具体例を種別ごとに加筆（里親の支援、地域の子育て支援、退所児童等の自立支援等）

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑦

(5) 第三者評価指針の改正への対応状況について (都道府県推進組織における対応状況)

※「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について
(平成30年3月26日付け通知)

○少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていく

○「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘

【改正のポイント】

①第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

○第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。

②受審促進に向けた数値目標の設定等【都道府県推進組織に関するガイドライン】

○都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。

○都道府県推進組織は、受審率等の実施状況进行评估。

③受審に係るインセンティブの強化(評価の手法)【都道府県推進組織に関するガイドライン】

○受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。

④第三者評価機関および評価調査者の質の向上の推進【都道府県推進組織に関するガイドライン】

【福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン】

○第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。

○更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。

○直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

35

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑧

(5) 第三者評価指針の改正への対応状況について

①他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証について

【新】 (別添2)福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン	【旧】 (別添2)福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
1 第三者評価機関認証要件 (略)	1 第三者評価機関認証要件 (略)
2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う <u>よう努めるものとする。</u>	2 その他 (5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う <u>ことが望ましい。</u>

【推進組織へのアンケートより】 他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関の認証状況

認証する	29		
認証しない	18	今後認証する予定	1
		今後も認証しない(認証しない規程のため)	3
		今後も認証しない(認証に係る規定がないため)	14

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑨

②受審率の数値目標設定と公表について

【新】 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン (2) 普及・啓発 ①受審率の数値目標の設定及び公表 都道府県推進組織は、<u>第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。</u> ②実施状況の評価等 都道府県推進組織は、<u>受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、</u>第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。	【旧】 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン (2) 普及・啓発 都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。
--	--

【都道府県推進組織へのアンケートより】

	受審目標を設定している	受審目標を公表している
高齢者	7	5
障害者・児	6	5
保育	7	6
社会的養護	2	4
その他	4	5

◆受審率の設定・公表を行っていない理由

- ・検討中
- ・受審件数が少なく目標値の設定が困難
- ・総件数の受審目標数は設定しているが、分野別での目標設定を行っていない
- ・受審促進・普及啓発が先決であるため
- ・県内の評価機関が1か所であり、対応できる件数が10件程度のため

※複数年にわたる数値目標を設定している推進組織（4県）や、種別ごとの設定はせずに総数で設定している推進組織（12県）もある。

※県地域福祉推進計画等で受審目標を定めている県もある。

37

Ⅲ 福祉サービス第三者評価の実施状況⑩

③評価機関の更新について

【新】 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン 2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ <u>評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること (別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン 2 その他 (2) 第三者評価機関認証の更新 <u>第三者評価機関の認証は更新することができる。</u> <u>この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。</u> <u>また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u> (3) 第三者評価機関認証の取消し <u>第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。</u>	【旧】 (別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン 2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること (別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン 2 その他 (2) 第三者評価機関認証の取消し <u>以下のいずれかに該当した場合、第三者評価機関認証を取り消すことができる。</u> (新設)
--	--

38

【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和7年度に「更新時研修」を実施する都道府県：11件

（実施しない理由）

- ・複数年に一度開催（2県）
- ・予算確保が困難（10府県）
- ・対象者が少数のため全国推進組織の実施する研修を案内している
- ・受講を要すると想定される法人が少ないため、県単独で実施することが困難
- ・令和7年度に更新する評価機関がない
- ・まずは新たな調査者の養成を行いたい

全国推進組織による更新時研修の実施

・令和6年度 17県 受講者21名

39

（6）養成研修会・継続研修会の実施状況について

養成研修会・継続研修会の実施状況【都道府県推進組織へのアンケートより】

令和7年度に養成研修会を実施予定	30
令和7年度に継続研修会を実施予定	37

◆実施しない理由

- ・複数年に1度開催（養成研修:3道県 継続研修:0県）
- ・参加者が少ない（養成研修:7県 継続研修:2県）
- ・予算の確保が困難（養成研修:5県 継続研修:5県）
- ・全国推進組織の実施する社会的養護関係施設第三者評価事業『評価調査者』養成・継続研修会の修了者を、都道府県の実施する評価調査者養成・継続研修会の修了者とみなしている
- ・受講者が年々減少し、今年度の実施については慎重に検討している

◆全国推進組織の実施する社会的養護関係施設評価調査者研修修了の「みなし」規定のある都道府県：

養成研修：31府県

継続研修：29府県

40

IV 令和7年度全国推進組織の取り組み①

1. 評価基準ガイドラインの検討等

- (1) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（共通基準）の改定に向けた検討
- (2) 社会的養護関係施設第三者評価事業の第5期（令和7～9年度）の円滑な受審と次期改定に向けた課題整理
- (3) 女性自立支援施設の第三者評価の受審促進に向けた取り組み

2. 評価機関・評価調査者の資質の向上等

- (1) 研修会の実施等による評価調査者の資質向上、評価手法の標準化等の促進
 - * 評価調査者指導者研修、更新時研修、社会的養護関係評価調査者研修の開催等（開催日程は別記）
- (2) 評価手法の標準化や教材の普及
- (3) 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会との連携・協力

41

IV 令和7年度全国推進組織の取り組み②

3. 各種調査の実施

- ① 「福祉サービス第三者評価事業」実施状況調査
- ② 福祉サービス第三者評価事業に関するアンケート調査（都道府県推進組織）
- ③ 社会的養護関係施設の第4期受審結果の集計報告

42

【会議・研修会（第三者評価事業）】

名 称	開催日（予定）	会 場
第三者評価事業 普及協議会	令和7年6月3日（火）	全社協・会議室
第三者評価事業 評価調査者指導者研修会	令和7年8月18日（月）～8月20日（水）	全社協・会議室
福祉サービス 第三者評価事業「更新時研修」	令和8年1月29日（月）～30日（火）	全社協・会議室

【研修会（社会的養護関係施設第三者評価事業）】

名 称	開催日（予定）	会 場
社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」養成研修会	令和7年7月13日（日）～16日（水）	全社協・会議室
社会的養護関係施設 第三者評価事業 「評価調査者」継続研修会	令和7年4月15日（火）～16日（水）	大阪市内

43

【参考】福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会（全国社会福祉協議会）

1 設置の趣旨

制度創設から20年が経過し、福祉サービス第三者評価事業に関して、さまざまな課題が顕在化している。福祉サービスの質の向上推進委員会常任委員会（委員長：山崎美貴子 神奈川県立保健福祉大学名誉教授）の下に、福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方について検討することを目的に、標記検討会を設置し、検討を行った。

2 委員名簿（敬称略）

No.	委員氏名	所属・役職名
1	柏女 霊峰	淑徳大学教授
2	関川 芳孝	大阪府立大学教授
3	新津ふみ子	全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会代表
4	柴崎 順三	全国乳児福祉協議会副会長
5	湯川 智美	全国社会福祉法人経営者協議会 研修委員長
6	久木元 司	社会福祉法人常盤会 理事長
7	右京 昌久	岩手県社会福祉協議会運営適正化委員会事務局長
8	鈴木 広幸	愛知県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター 所長
9	笹尾 勝	全国社会福祉協議会常務理事

○：委員長

オブザーバー：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

3 検討経過

- （第1回）2021（令和3）年8月10日
 - ・福祉サービス第三者評価事業の現状と課題について
- （第2回）2021（令和3）年10月6日
 - ・（ヒアリング）東京都福祉サービス第三者評価推進機構の事業と組織体制について
 - ・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）
- （第3回）2021（令和3）年11月2日
 - ・福祉サービス第三者評価事業の今後に向けた検討課題（論点）
- （第4回）2021（令和3）年12月10日
 - ・病院機能評価についてのヒアリング
 - ・ISOについてのヒアリング
- （第5回）2021（令和3）年12月27日
 - ・報告書（案）について
- （第6回）2022（令和4）年1月25日
 - ・報告書（案）について
- （第7回）2022（令和4）年2月21日
 - ・報告書（案）について

○2022（令和4）年3月4日
報告書「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて」をとりまとめ

44

【報告書概要】福祉サービス第三者評価事業の課題

制度創設から20年が経過するなかで、福祉サービス第三者評価事業はさまざまな課題が顕在化している。大きく整理をすると、以下5つに整理することができるが、それぞれが関係し、負のスパイラルに落ちいつている。

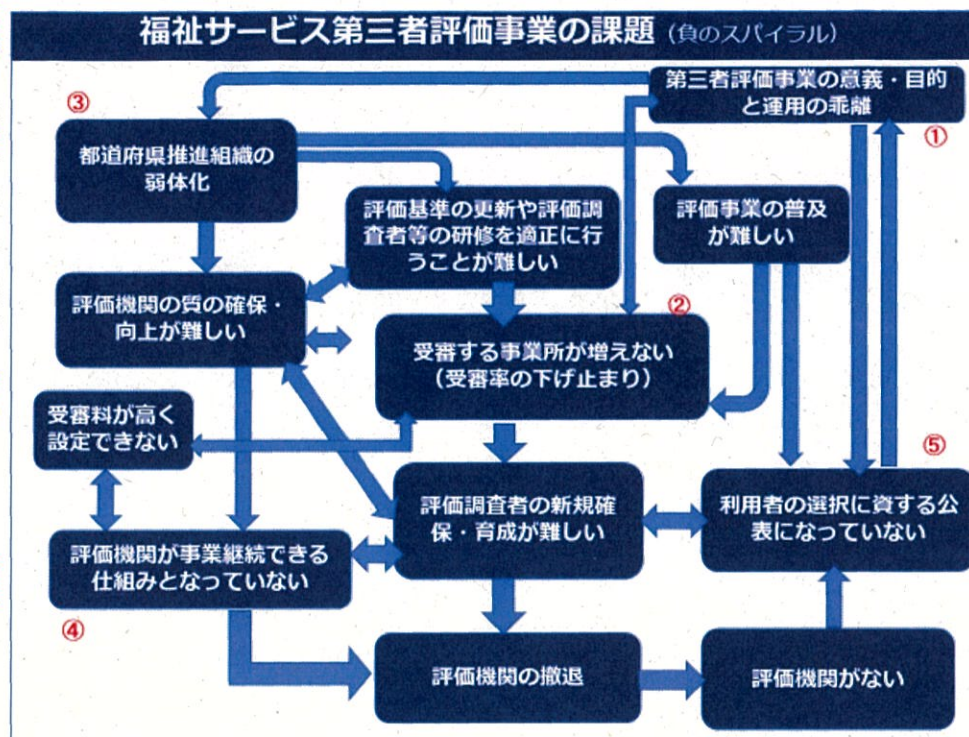
① 事業創設当初の福祉サービス第三者評価事業の意義・目的と現行の運用が乖離している。

② 社会福祉施設・事業所数は増えているが、受審率は伸びていない。受審する施設・事業所が固定化している。

③ 都道府県推進組織のなかに脆弱なところが多くあり、評価機関の質の標準化や制度変更等の対応が難しいところがある。

④ 評価機関が第三者評価事業を安定的に運営できる仕組みとなっていない。
(新たな評価調査者の確保や評価調査者を研修等に出席させることが難しい評価機関も少なくない)

⑤ 評価結果の公表が利用者の選択に資するものになっていない。
社会的養護関係施設以外は公表が義務づけられていないため、受審結果を公表しない社会福祉施設・事業所もある。



45

【報告書概要】今後の福祉サービス第三者評価事業の方向性

それぞれの課題について、検討会では今後の方向性に向けて、整理を行った。

検討会の整理をふまえ、国として、福祉サービス第三者評価事業をどう再生させるのか、早急に検討する必要がある。今が、そのためのラストチャンスである。

① 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理

- ①利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること、②福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的とすることに加え、③利用者の「権利実現」を図るものであるという3つの目的・意義への再整理
- 措置施設とそれ以外の社会福祉施設・事業所の福祉サービス第三者評価の意義・目的の位置づけの整理
- 類似事業の民間あっせん機関や児童相談所、一時保護所等の「第三者評価」と福祉サービス第三者評価事業の関係性の整理

② 受審に向けたインセンティブに向けた検討

- 社会福祉施設・事業者のニーズに応えるために、共通評価基準の「Ⅲ」と内容評価基準等の内容評価に関する項目だけの受審など、メニューを選択できる仕組みに対する検討
- bを標準とする評価のあり方に対する検討
- 評価機関が受審事業所に助言・情報提供を行うあり方についての検討

③ 都道府県推進組織のあり方の検討～「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討

- 都道府県推進組織のあり方に関する見直し
- 「ナショナルセンター（仮称）」を設置に向けた検討
県で担うことが難しくなっていると考えているところは全国に機能を移管して事業展開できるような仕組みの導入に向けた検討（「ナショナルセンター（仮称）」の担う役割・機能と都道府県推進組織の担う役割・機能の整理）

④ 評価機関・評価調査者の質の確保に向けた検討

- 評価機関が存続できるビジネスモデルの検討
- 評価機関・評価調査者の質の確保・向上に向けた検討

⑤ 利用者の選択に資するための公表のあり方に関する検討

- 利用者が理解しやすいような公表情報の整理、公表のあり方に関する検討

46